第三　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　行政不服審査法案（内閣提出、衆議院送付）
第六　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月五日衆議院から次の議案が提出された。
養豚農業振興法案（衆第二九号）
花きの振興に関する法律案（衆第三〇号）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

議案受領

六月五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
小規模企業振興基本法案（閣法第五一号）
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（閣法第四八号）

議案受領（予備審査）

六月五日衆議院から次の議案が送付された。
養豚農業振興法案（農林水産委員長提出）（衆第二九号）
花きの振興に関する法律案（農林水産委員長提出）（衆第三〇号）

通知書受領

六月五日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

質問主意書提出

六月五日議員から次の質問主意書が提出された。
いわゆる「風評被害」に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一七号）
障害者権利条約に基づく我が国の障害者制度改革に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一一八号）

報告書提出

六月五日委員長から次の報告書を提出した。
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第七八号）審査報告書
行政不服審査法案（閣法第七〇号）審査報告書
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七一号）審査報告書
行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）審査報告書

官庁報告

官庁事項

佐波川水系河川整備計画の策定について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十九日に、佐波川水系河川整備計画（国管理区間）を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十六年六月九日

中国地方整備局長　栗田　悟

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ANAウイングス乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成26年6月15日以降、同組合の組合員が従事するANAウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年6月9日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、夏季一時金等の要求に関して、平成26年6月10日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年6月9日

厚生労働大臣　田村　憲久

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十六年五月三十日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十六年六月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
岐阜県羽島郡岐南町	羽島郡岐南町八剣7丁目地区　地図及び調査簿	岐阜県羽島郡岐南町八剣七丁目の一部
岐阜市	岐阜市西荘四丁目地形図及び岐阜市西荘四丁目地区調査簿	岐阜県岐阜市西荘四丁目の一部
奈良県	桜井総合庁舎敷地境界確定業務確定測量図及び調査簿	奈良県桜井市大字粟殿の1部
大井町西地区市街地再開発組合	品川区大井一丁目3946番の22・3946番23・3946番24・3946番25確定測量図及び品川区大井一丁目の一部地区調査簿	東京都品川区大井一丁目3946番の22・3946番23・3946番24・3946番25

国家試験

平成26年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

平成26年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき公示する。

平成26年6月9日　環境大臣　石原　伸晃

1　平成26年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　平成26年11月16日（日曜日）
2　試験を行う場所　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市
3　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成26年7月14日（月曜日）から平成26年8月18日（月曜日）までに、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（日本郵便株式会社上野郵便局私書箱122号、電話番号03（5610）3150）に郵便により提出すること。平成26年8月18日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
4　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、平成26年6月9日（月曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。